

令和6年度機構改革等の実施について

総務部 人事課

1. 政策等の背景・目的及び効果

行政課題への的確な対応や、重点施策の迅速かつ確実な実施に向け、より効率的で機能的な執行体制の確立を図るため、令和6年度の機構改革等を実施するものです。

2. 内容

(1) 機動力のある組織体制の整備

機動力のある組織体制の確立を図る観点から、原則「室」を廃止することとし、課を置く室組織を廃止するとともに、課を置かない室については、課組織に改編します。

(2) 市民サービス・利便性の向上を図るための体制の整備

来庁者の利便性向上に資するよう、これまで各種保険や年金等、制度ごとの所管としている体制を、来庁者が行う手続きに対応した体制とするため、市民生活部の国民健康保険課、後期

高齢者医療課、年金児童手当課（年金業務）、健康福祉部の長寿・介護保険課（介護保険料業務）の各業務を再編し、市民生活部に「保険年金課」及び「保険納付課」を設置します。なお、この再編にあわせ、臨時組織である債権回収課で所管している強制徴収公債権の滞納整理業務を「保険納付課」に移管し、新たに私債権・非強制徴収公債権を、債権回収課で一元的に管理・回収することにより、市民負担の公平性・公正性の確保と、更なる未収金の縮減を図ります。また、年金児童手当課（児童手当等の業務）と医療助成課を統合し、「医療助成・児童手当課」に改編します。

（３）重層的支援等、健康福祉施策の推進を図るための体制の整備

福祉や生活困窮に関する相談と、複合する健康問題へも適時適切に対応し、よりスムーズに支援に繋げるため、健康福祉部福祉事務所の健康福祉総合相談課を健康福祉部に移管します。

また、健康福祉部内複数課が所管する地域包括支援センターや認知症施策等の業務を一体的に推進するため、健康づくり・介護予防課に地域包括支援センターに関する業務を集約し、「健康づくり課」として改編するとともに、認知症高齢者に関する業務を健康福祉政策課に集約します。

(4) 妊産婦や子ども、子育て世帯への切れ目ない相談支援体制の整備

妊産婦や子ども、子育て世帯へ一体的に相談支援等を行う機能を有する「まるっとこどもセンター（こども家庭センター）」を設置することで、子どもと家庭が抱える課題やニーズを把握し、地域・関係機関とも連携しながら、子どもと家庭を中心にまるごと支援する体制の充実・強化を図ります。

(5) 財源確保の推進に向けた体制の整備

企業版ふるさと納税に関する業務を、総合政策部の政策推進課から、個人のふるさと納税を所管している市長公室の広報プロモーション課へ移管し、寄附金獲得のためのPR強化を図るとともに、本市の魅力発信に繋がります。

(6) その他行政課題への対応の強化、より効果的で機能的な執行体制の整備等

- ・ 市民の安全・安心な生活に向けて、消費者被害防止や防犯対策について、総合的・効果的に取り組みを推進するため、危機管理部の公の施設である消費生活センターの所属を危機管理政策課に改編します。
- ・ 本市が発注する工事について、契約から完了検査までを一体的に実施し、更なる適正な履行確保を図るため、総務部の契約課と工事検査課を統合し、「契約検査課」に改編します。

- 新型コロナウイルスワクチン接種の定期接種化に伴い、臨時組織である健康福祉部の新型コロナワクチン接種対策室を廃止し、他の予防接種業務を含め、健康福祉部保健所の保健予防課に移管します。
- 主に健康福祉総合相談課で実施している住民税非課税世帯への給付金など各種給付金に関する業務を迅速かつ円滑に実施するため、健康福祉部に臨時組織として「臨時給付金課」を設置します。
- 循環型社会の推進とごみ減量施策の一体的実施のため、環境部のごみ減量推進課を循環型社会推進課に統合するとともに、ごみ収集に係る直営体制の整理状況を踏まえ、家庭ごみ業務第1課と家庭ごみ業務第2課を統合し「環境事業課」に改編します。
- 市有建築物の新設、改良、補修工事の設計及び施行について、一体的な体制でより円滑に行うことができるよう、都市整備部の建築課と設備課を統合し、「施設整備課」に改編します。
- 土木部の道路公園管理課、維持補修課、工事委託課のそれぞれの課で所管する道路河川、公園に関する業務を、道路河川に関する許認可などの管理業務と維持補修業務、公園に関する業務に分け、効率的に執行できる体制とするため、上記3課を「道路河川管理課」、「道路河川補修課」、「公園みどり課」に改編します。

(7) 事務執行体制の見直し

庁内各課の事務執行体制について、現行、課長代理(5級)が統括を担っているグループ制から、係長(4級)が業務マネジメントを行いつつ事務執行を行う係制に移行するとともに、下位の職制である主任(3級)が4級に昇格となった場合の名称については「主査」とし、各職階において今後のキャリア形成、ステップアップにつながる人材育成に取り組みます。

3. 実施時期（スケジュール）

令和6年3月 関係条例の一部改正を市議会に提出、関係規則等の改正
令和6年4月 定期人事異動にあわせて実施

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 計画の推進に向けた基盤づくり
計画推進3 持続可能な行財政運営を進めます



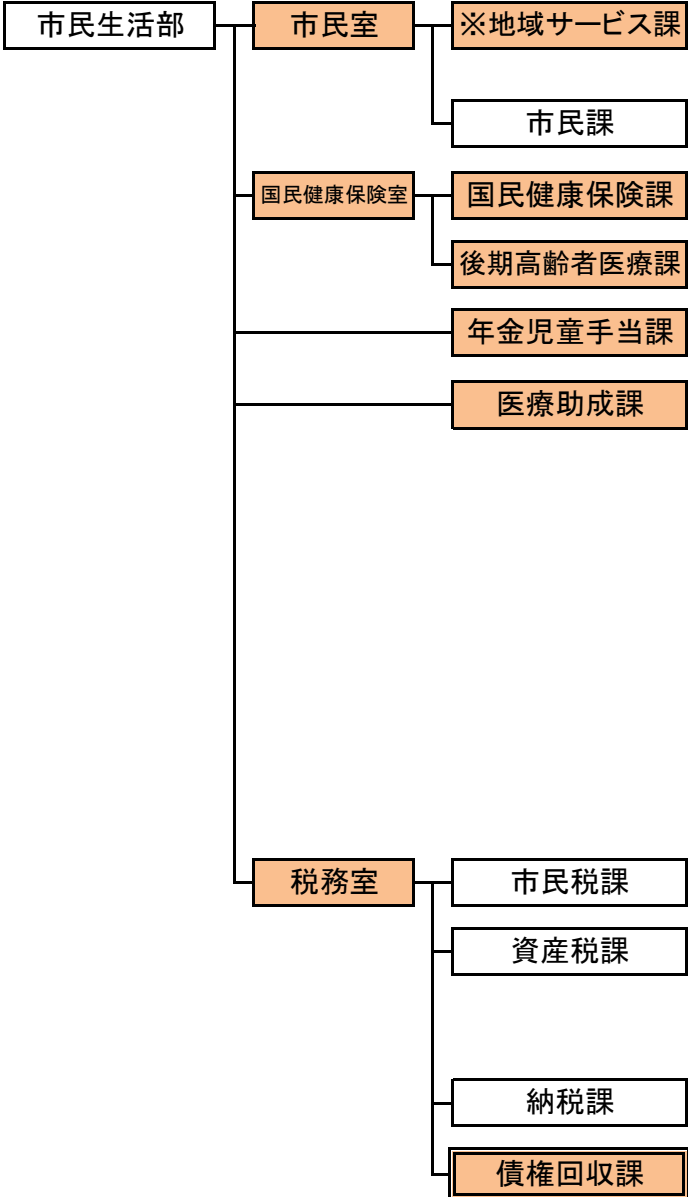
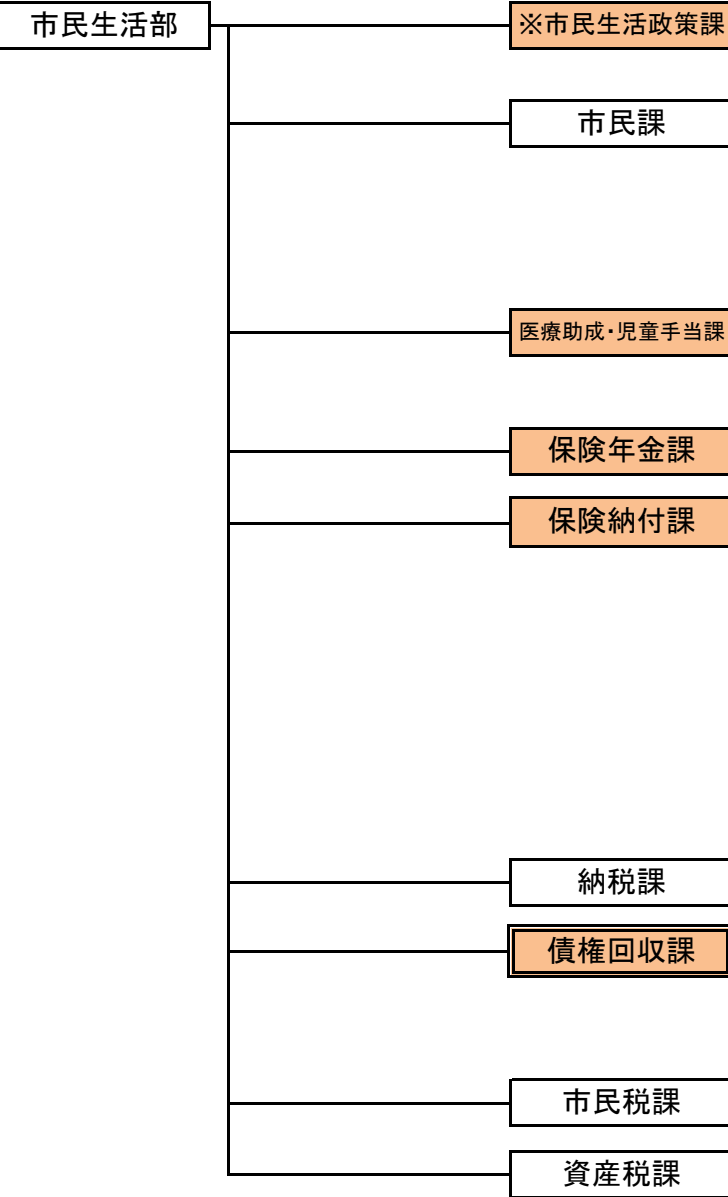
5. 関係法令・条例等

地方自治法（第158条第1項）、枚方市事務分掌条例、枚方市職員給与条例 等

令和6年度 機構改革(案)

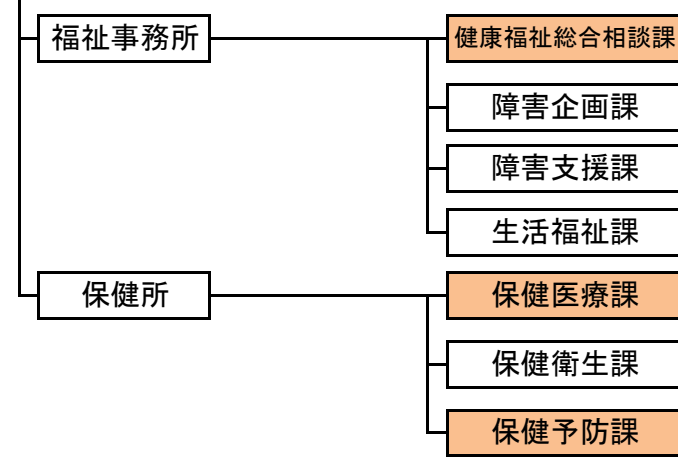
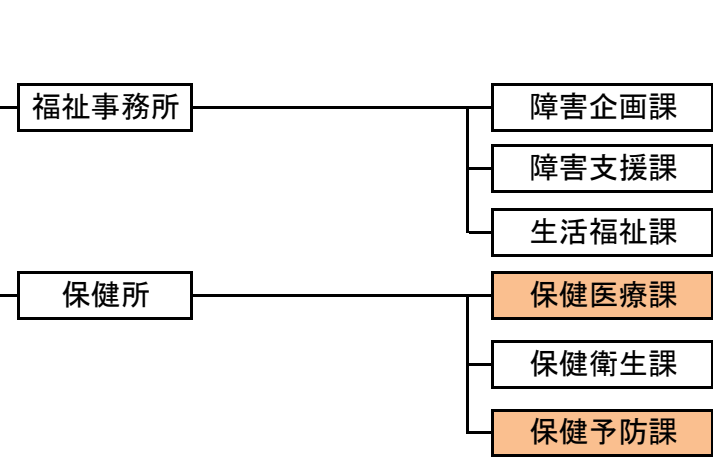
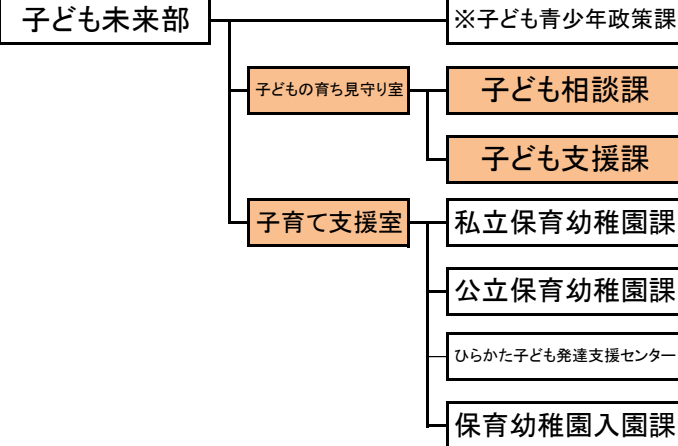
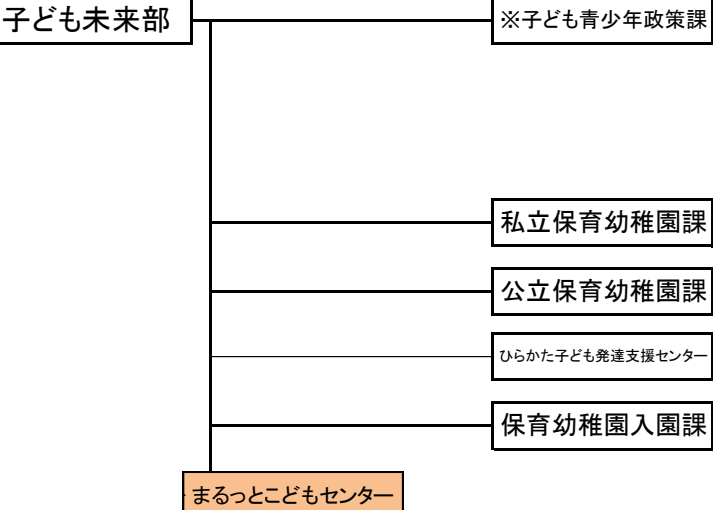
【市長部局】

令和5年度	令和6年度(案)	備考
<p>危機管理部</p> <ul style="list-style-type: none"> ※危機管理政策課 危機管理対策推進課 消費生活センター 	<p>危機管理部</p> <ul style="list-style-type: none"> ※危機管理政策課 危機管理対策推進課 	<p>公の施設である消費生活センターの所属を危機管理政策課に改編。</p>
<p>市長公室</p> <ul style="list-style-type: none"> ※秘書課 広報プロモーション課 広聴相談課 人権政策室 市民活動課 	<p>市長公室</p> <ul style="list-style-type: none"> ※秘書課 広報プロモーション課 広聴相談課 人権政策課 市民活動課 	<p>総合政策部の政策推進課が所管する企業版ふるさと納税に関する業務を、広報プロモーション課に移管。</p> <p>人権政策室を課組織に改編。</p>
<p>総合政策部</p> <ul style="list-style-type: none"> 企画政策室 <ul style="list-style-type: none"> ※企画課 政策推進課 財政課 行革推進課 DX推進課 	<p>総合政策部</p> <ul style="list-style-type: none"> ※企画課 政策推進課 財政課 行革推進課 DX推進課 	<p>企画政策室を廃止。</p> <p>政策推進課が所管する企業版ふるさと納税に関する業務を市長公室の広報プロモーション課に移管。</p>

令和5年度	令和6年度(案)	備考
		<p>市民室を廃止。 地域サービス課を市民生活政策課に改編。今後の窓口業務の政策・計画などの総合調整を所管。</p> <p>国民健康保険室を廃止。 国民健康保険課、後期高齢者医療課を保険年金課及び保険納付課に再編。</p> <p>年金児童手当課が所管する国民年金に関する業務を保険年金課に移管し、医療助成課と統合し医療助成・児童手当課に改編。</p> <p>国民健康保険課、後期高齢者医療課の業務に加え、年金児童手当課が所管する国民年金に関する業務、債権回収課が所管する債権回収・滞納処分業務、健康福祉部の長寿・介護保険課が所管する介護保険料に関する業務を移管し、保険年金課及び保険納付課に再編。 保険年金課は、国民健康保険及び後期高齢者医療の資格、保険料賦課、保険給付、保健事業等及び介護保険料の賦課に関する業務、国民年金に関する業務を所管。 保険納付課は、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の保険料徴収及び債権回収課が所管する強制徴収公債権の滞納管理・処分等の業務を所管。</p> <p>税務室を廃止。</p> <p>債権回収課が所管する強制徴収公債権の滞納管理・処分等の業務を保険納付課に移管するとともに、私債権・非強制徴収公債権を債権回収課において一元的に管理。</p>

令和5年度	令和6年度(案)	備考
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">総務部</div> <ul style="list-style-type: none"> ※人事課 職員課 コンプライアンス推進課 総務管理室 <ul style="list-style-type: none"> 総務管理課 財産管理課 契約課 工事検査課 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">総務部</div> <ul style="list-style-type: none"> ※人事課 職員課 コンプライアンス推進課 総務管理課 財産活用課 契約検査課 	<p>総務管理室を廃止。</p> <p>財産管理課を財産活用課に改称。</p> <p>契約課と工事検査課を統合し、契約検査課に改編。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">観光にぎわい部</div> <ul style="list-style-type: none"> ※観光交流課 商工振興課 農業振興課 文化生涯学習課 文化財課 スポーツ振興課 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">観光にぎわい部</div> <ul style="list-style-type: none"> ※文化生涯学習課 観光交流課 商工振興課 農業振興課 文化財課 スポーツ振興課 	<p>総務担当課を観光交流課から文化生涯学習課に変更。</p>

令和5年度	令和6年度(案)	備考
		<p>健康福祉政策課が所管する重層的支援体制整備に関する業務及び成年後見人制度に関する業務を健康福祉総合相談課へ移管し、長寿・介護保険課が所管する長寿施策に関する業務、健康福祉総合相談課が所管する認知症施策に関する業務を健康福祉政策課に移管。</p> <p>健康福祉総合相談課を健康福祉部に移管し、認知症施策に関する業務を健康福祉政策課に、地域包括支援センターに関する業務と在宅医療・介護連携推進に関する業務を健康づくり課に、低所得世帯への給付金等の業務を臨時給付金課にそれぞれ移管。健康福祉政策課が所管する重層的支援体制整備に関する業務及び成年後見人制度に関する業務、長寿・介護保険課が所管する高齢者給付に関する業務を健康福祉総合相談課に移管。</p> <p>健康寿命推進室を廃止。 長寿・介護保険課が所管する介護保険料に関する業務を市民生活部の保険年金課及び保険納付課に、長寿施策に関する業務を健康福祉政策課に、高齢者給付に関する業務を健康福祉総合相談課にそれぞれ移管し、介護認定給付課に改編。</p> <p>健康づくり・介護予防課が所管する禁煙支援に関する業務を保健所の保健医療課に、障害児歯科健康診査に関する業務を子ども未来部のまるっとこどもセンターにそれぞれ移管し、健康福祉総合相談課が所管する地域包括支援センターに関する業務と在宅医療・介護連携に関する業務を健康づくり・介護予防課に移管し、健康づくり課に改編。</p> <p>母子保健課を廃止し、予防接種に関する業務を保健所の保健予防課に、その他母子保健に関する業務を子ども未来部のまるっとこどもセンターに移管。</p> <p>新型コロナワクチン接種対策室を廃止し、業務を保健所の保健予防課に移管。</p> <p>低所得世帯への給付金等業務を迅速かつ円滑に実施するため、健康福祉部に臨時給付金課(臨時組織)を設置。</p>

令和5年度	令和6年度(案)	備考
		<p>健康福祉総合相談課を健康福祉部に移管。</p> <p>健康福祉部の健康づくり・介護予防課が所管する禁煙支援に関する業務を保健医療課に移管。</p> <p>健康福祉部の母子保健課及び新型コロナワクチン接種対策室が所管する予防接種業務を保健予防課に移管。</p>
		<p>子どもの育ち見守り室、子ども相談課、子ども支援課を廃止し、まるっとこどもセンターに再編。</p> <p>子育て支援室を廃止。</p> <p>健康福祉部の健康づくり・介護予防課が所管する障害児歯科健康診査に関する業務、母子保健課が所管する予防接種を除く母子保健に関する業務、子ども相談課及び子ども支援課が所管する業務を再編し、まるっとこどもセンターを設置。</p>

令和5年度	令和6年度(案)	備考
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">環境部</div> <ul style="list-style-type: none"> ※環境政策課 循環型社会推進室 <ul style="list-style-type: none"> 循環型社会推進課 ごみ減量推進課 家庭ごみ業務第1課 家庭ごみ業務第2課 穂谷川資源循環センター 東部資源循環センター 希釈放流センター 広域処理推進課 環境指導課 </div>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">環境部</div> <ul style="list-style-type: none"> ※環境政策課 循環型社会推進課 環境事業課 穂谷川資源循環センター 東部資源循環センター 広域処理推進課 希釈放流センター 環境指導課 </div>	<p>循環型社会推進室を廃止。 ごみ減量推進課を循環型社会推進課に統合。</p> <p>家庭ごみ業務第1課と家庭ごみ業務第2課を統合し、環境事業課に改編。</p>
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">都市整備部</div> <ul style="list-style-type: none"> ※都市計画課 住宅まちづくり課 市街地整備室 <ul style="list-style-type: none"> 市街地開発課 連続立体交差課 施設整備室 <ul style="list-style-type: none"> 施設計画課 建築課 設備課 施設管理課 開発指導室 <ul style="list-style-type: none"> 開発調整課 審査指導課 </div>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">都市整備部</div> <ul style="list-style-type: none"> ※都市計画課 住宅まちづくり課 市街地開発課 連続立体交差課 施設計画課 施設整備課 施設管理課 開発調整課 審査指導課 </div>	<p>市街地整備室を廃止。</p> <p>施設整備室を廃止。</p> <p>建築課と設備課を統合し、施設整備課に改編。</p> <p>開発指導室を廃止。</p>

令和5年度			令和6年度(案)			備考
						<p>みち・みどり室を廃止。 道路公園管理課、維持補修課、工事委託課、それぞれが所管する公園業務と維持補修課で所管する緑化業務を、公園みどり課を設置し移管。また、道路公園管理課を道路河川管理課に、維持補修課を道路河川補修課へ改編するとともに、工事委託課を廃止し、業務を道路河川管理課、道路河川補修課、公園みどり課の各課へ移管。</p> <p>※左記の組織数において、「保健所」、「福祉事務所」は部組織として計数しています。</p>
14部	15室	81課	14部	1 (まるっとこどもセンター)	75課	

[注] ※〇〇課 組織名称の左に付した※印は、当該組織が部の総務担当課であることを指しています。

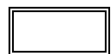
二重で囲んだ四角は、当該組織が特別または臨時の組織であることを指しています。

令和6年度 教育委員会機構改革(案)

参考

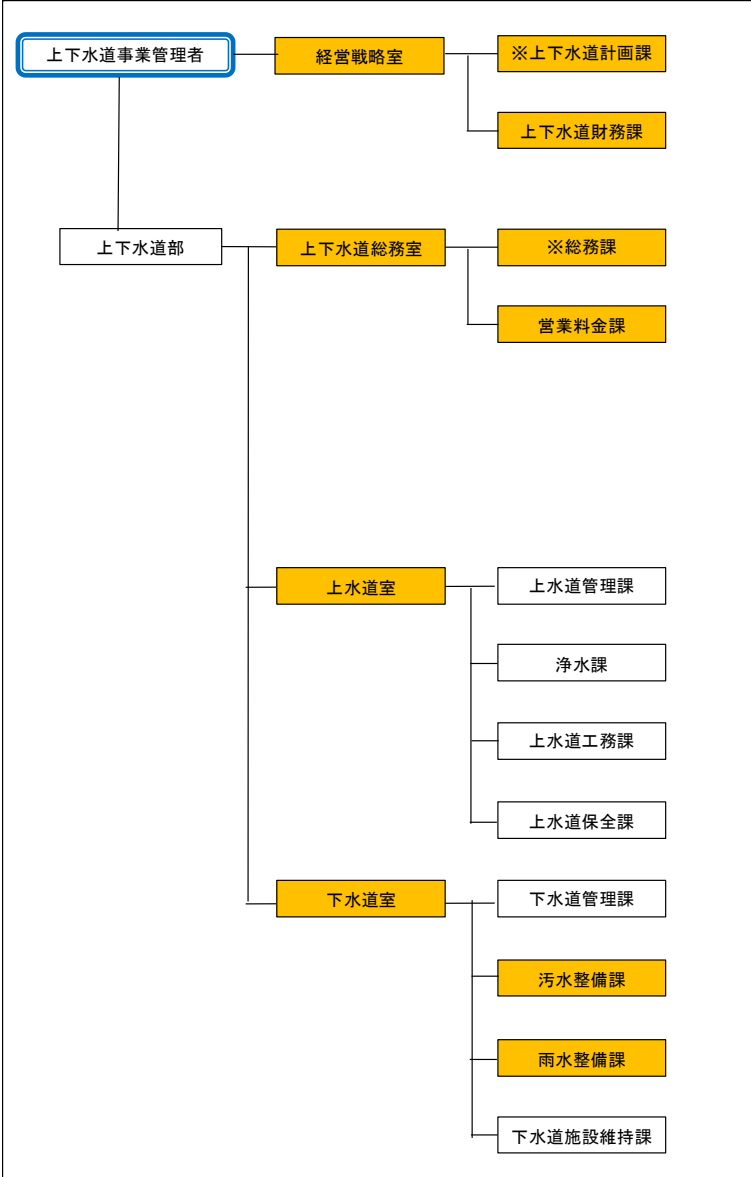
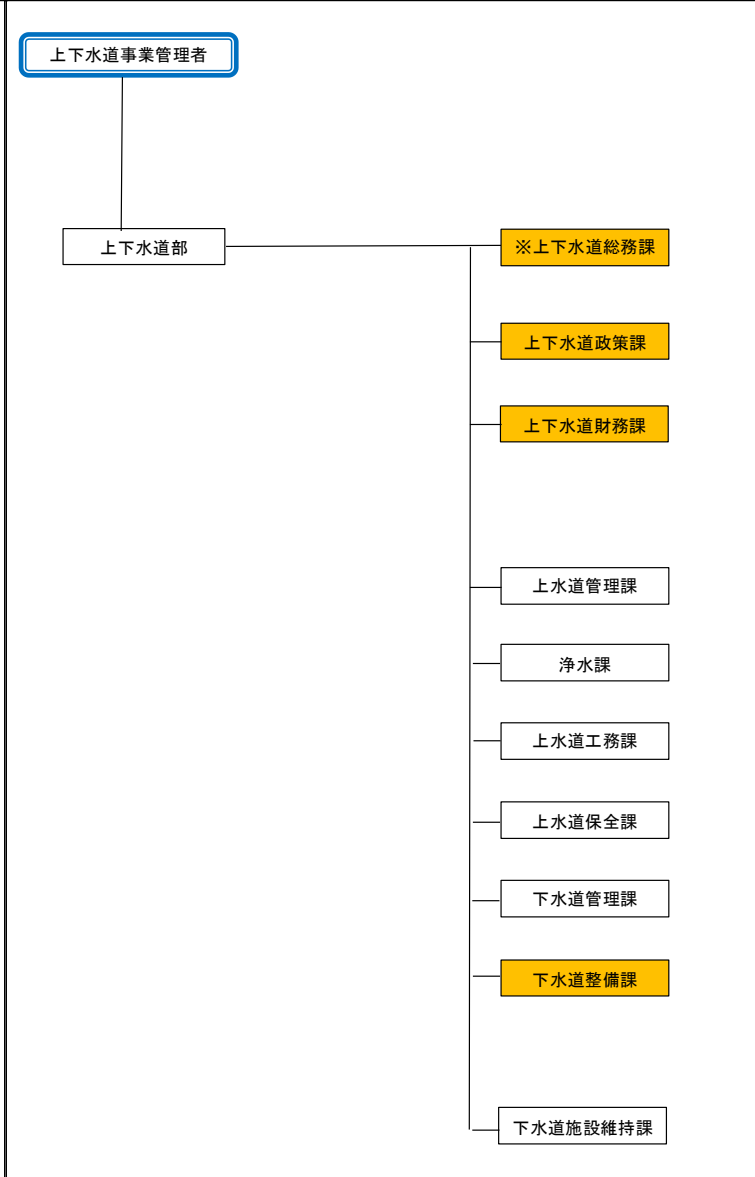
令和5年度	令和6年度(案)	備考
		<p>室組織を課組織に改編</p>

令和5年度			令和6年度(案)			備考
<pre> graph LR A[学校教育部] --- B[教育支援室] A --- C[学校教育室] B --- D[学校支援課] B --- E[児童生徒支援課] B --- F[放課後子ども課] C --- G[教職員課] C --- H[教育研修課] C --- I[教育指導課] </pre>			<pre> graph LR A[学校教育部] --- B[学校支援課] A --- C[児童生徒課] A --- D[支援教育課] A --- E[放課後子ども課] A --- F[教職員課] A --- G[教育研修課] A --- H[教育指導課] </pre>			<p>室組織を廃止</p> <p>児童生徒支援課の所管業務を再編し、新たに2課を設置。 児童生徒課…教育相談、いじめ対策、不登校対策</p> <p>支援教育課…支援教育、安全指導</p> <p>室組織を廃止</p>
2部	3室	9課	2部		11課	



二重で囲んだ四角は、臨時組織を指しています。

令和6年度 上下水道局機構改革（案）

令和5年度	令和6年度（案）	備考
		<p>経営戦略室を廃止。 上下水道計画課と上下水道財務課を上下水道部に移管。</p> <p>上下水道総務室を廃止。 総務課を上下水道総務課に改称。</p> <p>経営戦略室の上下水道計画課を上下水道部に移管し、上下水道政策課に改称。</p> <p>経営戦略室の上下水道財務課と営業料金課を統合し、上下水道財務課に改編。</p> <p>上水道室を廃止。</p> <p>下水道室を廃止。</p> <p>汚水整備課と雨水整備課を統合し、下水道整備課に改編。</p>
<p>1部 4室 12課</p>	<p>1部 10課</p>	

[注] ※〇〇課 組織名称の左に付した※印は、当該組織が部の総務担当課であることを指しています。

令和6年度 病院事務局機構改革（案）

令和5年度	令和6年度（案）	備考
<pre> graph LR A[病院事務局] --- B[経営管理室] B --- C[※総務課] B --- D[経営企画課] B --- E[医事課] </pre>	<pre> graph LR A[病院事務局] --- B[※総務課] A --- C[経営企画課] A --- D[医事課] </pre>	<p>経営管理室を廃止。</p>
1部 1室 3課	1部 3課	

[注] ※〇〇課組織名称の左に付した※印は、当該組織が部の総務担当課であることを指しています。